

広島県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から廃止した旨の届出があった。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	胡麻 裕之
施術所の名称	さんらいずれつどマツ サージ院
業務の種類	あん摩・マツサー ジ
廃止年月日	令和三年十二月三〇日